

審 査 基 準

令和 7 年 7 月 1 日 作成

法 令 名 : 熊本県道路交通規則
根 拠 条 項 : 第 5 条 第 8 項
処 分 の 概 要 : 駐車許可証の再交付
原 権 者 (委 任 先) : 警察署長
法 令 の 定 め : 熊本県道路交通規則第 5 条 第 8 項
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3 日 (行政庁の休日を含まない。)
申 請 先 : 再交付の対象となる駐車許可証を交付した警察署の交通課(係)
問 合 せ 先 : 再交付の対象となる駐車許可証を交付した警察署の交通課(係)
備 考 :